

第4回
佐賀市自治基本条例検証委員会

【これまでの議論のまとめ】

令和3年7月6日(火)

佐賀市 協働推進課

前文

わたしたちが暮らす佐賀市は、脊振山系の緑豊かな山々、そこから流れ出す嘉瀬川を抱く佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。

先人たちは、この豊かな自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、多くの人材を育んできました。これらを受け継ぎ、子どもたちが大好きなふるさととして誇れるまちをつくりあげていくことは、わたしたちの使命です。

わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち”を目指し、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加していきます。

わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ち、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して、参加と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

【論点①】

「年齢や性別に関わりなく」の文言について年齢と性別だけの表記でよいか

【委員意見】

- ・ 条例策定時に、男女共同参画の理念を条文の中に入れてほうが良いという意見が多く出ており、工夫して「年齢や性別に関わりなく」とした。
- ・ 新しく外国人の方がたくさん入ってくるようになってきたことを考えると国籍等を入れてはどうか。
- ・ 年齢、性別、国籍等、一つ一つにこだわらず、「私たち」で佐賀市に住むすべての人々と表現し「私たち誰もが」としてはどうか。
- ・ 「性別」を削るとなると、男女共同参画やジェンダーについてどこにも書いていないのか、なぜ消したのかという批判が出てくるとも理解しておかなければならない。
- ・ 国籍や障がいの有無だけではなく、それ以外のものも全部入れなければならなくなる。これが、前文としてふさわしいのか。
- ・ 条文はそのままにしておいて、逐条解説に国籍や障がいの有無、その他の様々な違いに関わりなくというような文言を付け加えたらどうか。
- ・ ジェンダーバイアスはいまだに変わっていないので、「性別」の表記は残した方がよい。
- ・ 障がいのある方への情報が不足していると思うので、逐条解説の説明を加えて欲しい。

【まとめ】

- ・ 条文の修正なし
- ・ 逐条解説の説明を充実させる

【論点②】

逐条解説の説明は別の言葉に置き換えて表現するものではないのか

【委員意見】

- ・逐条解説の説明に、条文と同じ言葉を並べてもわからない。

【まとめ】

- ・条文の修正なし
- ・逐条解説の説明を充実させる

第1条（目的）

この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務を明確にするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的とする。

【論点】

- ・ 逐条解説の説明は別の言葉に置き換えて表現するものではないのか

【委員意見】

- ・ 条文は法律用語的な表現が必要だが、逐条解説はそれにとらわれることなく、わかりやすい表現ができるのでは。
- ・ 逐条解説は思い切って、時代に合わせた表現にどんどん変えていっていいと思う。

【まとめ】

- ・ 逐条解説の説明を充実させる
※事務局でたたき台作成を検討

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内に不動産を有する者
- (2) 市民活動団体 自治会、特定非営利活動法人その他これらに類する公益性のある活動（以下「市民活動」という。）を本市の区域内において行う団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。
- (5) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (6) まちづくり 公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち議会及び市長等が担うものをいう。
- (8) 情報共有 市民等、議会及び市長等が、まちづくりに関する情報を共有することをいう。
- (9) 市民参加 市民等が、まちづくりに主体的に関わり、行動することをいう。
- (10) 協働 市民等、議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、及び協力しながら活動することをいう。

【論点①】

- ・市民活動の定義に「まちづくり協議会」を入れてはどうか

【事務局説明】

- ・地縁組織の代表として自治会、志縁組織の代表として特定非営利活動法人を列挙している。
- ・地域によって困りごとが違うので、それぞれの地域にあった組織ややり方で、まちづくりを担っていただくということで、小学校区単位でまちづくり協議会の設立を進めている。
- ・先進的なところでは、自然エネルギーや移動支援等のコミュニティビジネスをやっているところもある。
- ・地域にあった組織で、地域で生活しながら、できればお金も生み出すようなビジネスにまで発展したらいいと考えている。

【委員意見】

- ・自治会は住民の代表であるから、地域全体の代表としての意識はあるのだが、まちづくり協議会ができてからは、他の団体と横並びになった。

- ・自治会長は1年で全体の3分の1が替わっている状況で、自治会長の成り手が非常に少なくなってきた。
- ・現在は、自治会よりもまちづくり協議会の方が活発に活動しているので、まちづくり協議会を入れたほうが住民にわかりやすくなり、自治基本条例の浸透にもつながると思う。
- ・まちづくり協議会があることは認識しているが、実際にどのような活動をしているのかよくわからない。
- ・まちづくり協議会は、子どもの保護者が活動に関わっていることが多いので、若い世代にはまちづくり協議会の方が身近に感じられる。
- ・地域コミュニティを佐賀らしさの一つとして条例に盛り込んでおり、地域コミュニティの中核としてまちづくり協議会を置くということだったと思う。
- ・まちづくり協議会が社会福祉協議会の事業や公共施設の管理の一部を担うなど、地域運営の主体になりつつある校区もあり、地域の主役が自治会からまちづくり協議会に移ってきていると感じる。
- ・マンションが増えて自治会に入らないという世帯も増えてきている一方で、参加したい行事等にだけ参加したいという世帯が多い。

【まとめ】

※文章については最終的にどちらでも構わない（委員長）

【論点②】

- ・「公共の福祉」という表現について

【事務局説明】

- ・社会全体の共通の利益である公共的な福祉を増進することがまちづくりであると規定している。
- ・逐条解説の説明も条文とほぼ同じ文言で記載されており、パンフレットに記載しているような内容に変更できればと考えている。

【委員意見】

- ・公共の福祉の増進という言葉は、佐賀市の他の条例や他市の自治基本条例にでもまちづくりの定義のなかに、公共の福祉の増進という言葉を使っているところもある。
- ・憲法では「公共の福祉に反しない限り」という使い方をされていて、「公共の福祉の増進」という使い方に違和感がないとはいえない。

- ・法律用語以外の場面で、非常に多義的に使われているところがあるので、佐賀市自治基本条例でいう「公共の福祉の増進」とはどのようなものか、具体例を挙げながら説明することで、理解できるようになると考える。

【まとめ】

- ・逐条解説の説明を充実

第3条（この条例の尊重）

他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【論点】

- ・「訓示的」「宣言的」という言葉が難しいのではないか

【事務局説明】

- ・他の条例や規則等との相互調整を図るための意識付けを促すという意味で使用している。
- ・訓示的とは、自治基本条例を尊重したうえで、それぞれの取組みを行ってくださいという意味
- ・宣言的とは、細かく指示をするということではなく、全体的に指示ということ

【委員意見】

- ・一般の人では、なかなか思いつかないような、使いこなせない言葉。
- ・もうちょっと分かりやすくしてほしい。

【まとめ】

- ・逐条解説の説明を充実

第4条（自治の基本理念）

安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、市民等が主体となり、まちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

【論点】

- ・逐条解説の説明は別の言葉に置き換えて表現するものでは

※第1条と同じ

参考：第1条

【委員意見】

- ・条文は法律用語的な表現が必要だが、逐条解説はそれにとらわれることなく、わかりやすい表現ができるのでは。
- ・逐条解説は思い切って、時代に合わせた表現にどんどん変えていっていいと思う。

【まとめ】

- ・逐条解説の説明を充実させる
※事務局でたたき台作成を検討

第5条（まちづくりの基本原則）

次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

【論点】

- ・情報共有について逐条解説で具体的に示してはどうか

【事務局説明】

- ・市民が情報を共有するためには、行政も民間もわかりやすく情報を出すことが必要だとしている。
- ・逐条解説にパンフレットで使用されている文言を追加することも検討したい。

【委員意見】

- ・市民が情報を収集している状態ではないと思えるので、市民が情報を共有するためには、行政の協力が必要。
- ・災害時に自分の命を守るためには、自分で情報を取ることが必要。
- ・情報は詳しいだけでなく、わかりやすく伝えることが重要で、スマートフォンや動画等、新しいツールや表現方法を使うことで圧倒的によく伝わるということもたくさんある。
- ・聴覚障がいや視覚障がいを持っている人にとっては、自分で情報を取るとは難しい。
- ・障がい者や高齢者等に対しては、情報を流すだけでは無理なので、地域のネットワークづくりが重要になってきたと感じる。

【まとめ】

- ・逐条解説の説明を充実させる

第6条（市民等の権利）

市民等は、第4条に規定する自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利

【論点】

「公共の福祉」という表現について

⇒第2条と同じ

参考：第2条

【事務局説明】

- ・社会全体の共通の利益である公共的な福祉を増進することがまちづくりであると規定している。
- ・逐条解説の説明も条文とほぼ同じ文言で記載されており、パンフレットに記載しているような内容に変更できればと考えている。

【委員意見】

- ・公共の福祉の増進という言葉は、佐賀市の他の条例や他市の自治基本条例にでもまちづくりの定義のなかに、公共の福祉の増進という言葉を使っているところもある。
- ・憲法では「公共の福祉に反しない限り」という使い方をされていて、「公共の福祉の増進」という使い方に違和感がないとはいえない。
- ・法律用語以外の場面で、非常に多義的に使われているところがあるので、佐賀市自治基本条例でいう「公共の福祉の増進」とはどのようなものか、具体例を挙げながら説明することで、理解できるようになると考える。

【まとめ】

- ・逐条解説の説明を充実

第7条（市民等の役割及び責務）

- 1 市民等は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。
- 2 市民等は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場及び意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

【論点】

- ・「自ら」十分な情報収集はできないのでは

【事務局説明】

- ・市民も自ら積極的に主体的に動くことでまちづくりがよりよいものに近づくという考え。

【委員の意見】

- ・「自ら」というのは、前文にある「わたしたちは」というところにつながっていると思う。

第8条（市民活動団体の役割及び責務）

- 1 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自らがその担い手であることを自覚し、市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の活性化に貢献するよう努めなければならない。
- 2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び地域の活性化を図るため、市民活動団体の相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

【論点】

- ・市民活動とコミュニティ活動の違い（区別すべきではないか）

【事務局説明】

- ・地縁団体と志縁団体を含めて市民活動団体と定義している。

【委員の意見】

- ・まちづくり協議会は、市からの補助金で活動しており、資金的に自立できておらず、市民活動団体とするのは時期尚早
- ・まちづくり協議会は、住民の本当の問題点や課題を拾い上げきれていないのが現状ではないか。
- ・コミュニティ（まちづくり協議会）の活動のあり方をもう少し市民が理解するべき。

【まとめ】

- ・第23条（コミュニティ活動）と合わせて協議

第9条（事業者の役割及び責務）

事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

【論点】

- ・大規模商業施設の地域貢献意識が希薄

【委員の意見】

- ・支店長によって地域貢献への意識に温度差がある
- ・大規模商業施設であれば、ものを売り買いすることで佐賀市に貢献しているという意識なのは。
- ・SDGsの宣言を行って、大きな目標に対して自分の得意な分野で参画するように、市民の側から引きずり込まないといけない。
- ・社会的に貢献したいという企業は増えてきていて、特に地元の企業は増えてきていると思うし、これからもっと増えてくると思う。
- ・地域の方から大規模事業者をまちづくりに引き込んでいくことが必要。

第10条（議会の役割及び責務）

- 1 議会は、市政に係る意思決定を行う議決機関としての役割を担うものとする。
- 2 議会は、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
- 3 前2項及び法令に定めるもののほか、議会に関する基本的事項については、別に条例で定める。

【論点】

- ・市議会におけるクォータ制導入について

【事務局説】

- ・もっと多くの女性に立候補してほしい思いはあるが、最終的には選挙によって決まるので、市議会においては、女性議員割合の目標は定めていない。

【委員意見】

- ・あらゆる場面で、女性の視点は必要であるので、無理をしてでも強制的に女性の人数を割り当てるぐらいの事をやらなければ、女性の参画は進んでいかないのではないかな。
- ・自治会長も男性ばかり。地域において女性を育てることをやれば、女性の立候補も増えるのではないかな。

第 12 条（職員の役割及び責務）

- 1 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。
- 2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応し、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

【論点】

- ・一人二役運動を条文に入れたほうがいいのでは

【事務局説明】

- ・第 12 条は職員としての役割と責務を規定している。一人二役運動は、第 12 条で規定している役割と別にもう一役担うというものであるので、条文中に盛り込むことは難しい

【委員意見】

- ・市の職員に市民活動に積極的に参加して欲しい。
- ・行政職員としての立場と住民としての立場の板挟みになる場合もあるので参加しにくいのではないかな。
- ・職員も市民であるので、市民としてまちづくりに参加することは当然であるが、その考えが職員に浸透していない。意識の問題。
- ・職員の中でも市民活動への参加に対して積極的な人と消極的な人との温度差を感じる。
- ・職員が、市民活動に参加しない、したくないというのは「忙しいから」「大変だから」というのが本音では。
- ・アンケート結果では、職員のまちづくり協議会への参加意欲は見て取れるので、地域の活動に参加してもらえるような工夫も必要
- ・できる範囲で構わないので、地域活動に参画してその重要性に気付いてもらいたい。

【まとめ】

- ・条文改正なし

第 20 条（審議会等）

市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募等により幅広い層の市民から選任するよう努めるものとする。

【論点】

- ・ 審議会における女性参画率について（クオータ制）

【事務局説明】

- ・ 男女共同参画計画において、審議会の女性参画率の目標設定を行い、積極的な女性委員の登用に努めている。
- ・ 法令等に基づく審議会等の女性参画率は 44%で、目標の 42%を上回っている。
- ・ 自治体や各種団体の役員があて職となっている審議会については、女性参画率が低い。
- ・ 団体から委員を選出する際は、役職にかかわらず、女性委員の積極的な選任をお願いしているところ。